

標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって、身体に傷害を受けたとき、本条から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡を被る場合、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。)を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有害物質又は有害物質を偶然の一時的に吸入、吸収又は摂取したときを急激かつ偶然な外来の事故(前項と同様)として、身体に発生した結果生ずる中毒症状を除きます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

(用語の定義)

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業協会集約型企画旅行契約の第2条第2項及び受託企画旅行契約の第2条第1項で定められているものをいいます。
この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供される当該企画旅行に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までをいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき及び復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した時から「企画旅行参加中」といいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に準拠した運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず(旅行日程の離脱)により、当社が定める旅行期間において、その旨及び当該日に発生した事故によって旅行者が被災した結果としてこの規程による補償金及び見舞金の支払いを受けるに必要となる契約締結が明示されたときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
(1) 旅客、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
(2) 前号の受付が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関完了時、
イ 航空機であるときは、乗客のみが到着する飛行機降場における手荷物の検査等の完了時
ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
ニ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
ヘ 宿泊機関以外施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第2号の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 旅客、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
(2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが到着できる飛行機降場からの退場時
ロ 船舶であるときは、下船時
ハ 鉄道であるときは、終着駅終了時又は改札のないときは当該列車降車時
ニ 車両であるときは、降車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
ヘ 宿泊機関以外施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その1)

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。
(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
(2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
(3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
(4) 旅行者が故意に定められた運賃資格を持たないで、又は条件に添って正常な運賃が支払えないにもかかわらず故意に旅行手続を完了させたこと。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたことによって生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
(6) 旅行者の病態悪化、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
(7) 旅行者の妊娠、出産、早産、産後又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
(8) 旅行者の荷物の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
(9) 戦争、外国の武力行使、革命、政変、暴動、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は暴動(これらにおいて、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国又は一部の地区にわたって騒ぎが巻き起こり、治安維持に重大な事態と認められる状態をいいます。)

(10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質若しくは汚染された物質(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特長による事故
(11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染
2 当社は、原因のいかんを問わず、頭痛症候群(いわゆる「むちうら症」)又は腰痛(他覚症状のない)のみに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合一その2)

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その3)

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合を除き、補償金等を支払いません。ただし、当該各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

(1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行(いずれも競争を含みます。)又は試験(性能試験を目的とする運転に限定はしません。)を行っている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートでこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であり不定期便であるを問はず)を支払わない航空機を旅行者が離脱している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合一その4)

第5条の2 当社は、死亡補償金を受け取るべき者が旅行者の各号に掲げるいずれか当該死亡事由による事故にあっては、補償金等を支払いません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
(1) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当する者との関係によること。
(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円(以下「補償金」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について支払った死亡補償金及び後遺障害補償金(以下「補償金」といいます。)の合計額が当該死亡補償金を超えるときは、死亡補償金を控除した金額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害(身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治癒した後も残存し、以下同様とします。)が生じた場合は、旅行者1名につき、補償金に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。
4 同一事由により2項以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般2号の後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって限度とします。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げられている後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等と関係なく、身体障害の程度に依りて、別表第2の各号の区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の(3)、(14)、(23)、(4)及び(5)(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事由により2項以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般2号の後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって限度とします。

前項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事する又は平常の生活が営みできなくなり、かつ、通院(医師による治療が必要な場合)において、自宅での療養が困難な状態に陥った結果、入院(医師による治療が必要な場合)において治療に専念することになります。以下この条において「入院」といいます。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数90日以上の傷害を被ったとき。 40万円
ロ 入院日数90日未満の傷害を被ったとき。 20万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 10万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 4万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数90日以上の傷害を被ったとき。 20万円
ロ 入院日数90日未満の傷害を被ったとき。 10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 2万円

旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数として算入します。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を支払ったときは、その合計額を支払いません。

(通院見舞金の支払い)

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事する又は平常の生活が営みできなくなり、かつ、通院(医師による治療が必要な場合)において、病院又は診療所と同様、医師の治療を受けること(往診を含みます。)をいいます。以下この条において「通院」といいます。した場合は、その日数(以下「通院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円
ロ 通院日数90日未満の傷害を被ったとき。 5万円
ハ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 2万円
ニ 通院日数7日未満の傷害を被ったとき。 1万円

旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事する又は平常の生活に営みできない状態に陥ったときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事する又は平常の生活に営みできない程度に傷害が治ったとき及び以降の期間については、通院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について通院見舞金及び死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を支払ったときは、その合計額を支払いません。

(10) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(11) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(12) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数90日以上の傷害を被ったとき。 20万円
ロ 入院日数90日未満の傷害を被ったとき。 10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円
ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 2万円

旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数として算入します。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を支払ったときは、その合計額を支払いません。

(10) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(11) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(12) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなかつたことによるものを除きます。
(5) 補償対象品の自然の劣化、さび、かび、変色、わずかな傷、虫食い等
(6) 補償対象品が液体の流出であつて補償対象品の機能を失った場合
(7) 補償対象品が液体の流出、ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
(8) 補償対象品の置き忘れ又は紛失
(9) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、事前に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。
(1) 地震、噴火又は津波
(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(3) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
(4) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代しただけで補償対象品を管理する者が相当の注意